

## このゆびと～まれ



兵庫県立西はりま特別支援学校  
西はりプロジェクト

7月も半ばになりました。まだ梅雨明け宣言はありませんが、日に日に暑さが増し、夏の訪れを感じさせます。本校は、今週から通常登校になりました。元気な子どもたちの様子が見られると、大人も元気が湧いてきます。感染症予防を講じながら、楽しい学校生活を送りたいと思います。

今回は、障害者手帳の基本的な取得方法について紹介します。取得について、気になっている方は、参考にさせていただき、各市町村にお問い合わせください。



障害者手帳にはどんな種類があるの？

身体障害者  
手帳

療育手帳  
(知的障害者)

精神障害者  
保健福祉手帳

※療育手帳は各都道府県によって名称が違う場合があります。

兵庫県は「療育手帳」という名称で、発達障害者も対象になっています。



- ・手帳を取得することで、不利益なることはありません。必要がなければ、返すこともできます。
- ・履歴書等に、手帳を取得していることを記載する義務はありません。

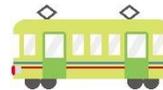


手帳を取得するとどんな良いことがあるの？

・装具や車いすなどの日常生活用具の費用を補助してもらえます。



・運賃や通行料の割引が受けられます。



・博物館や、映画館、アミューズメントパークの入館料が割引になることがあります。



そのほか、医療費の助成、税金控除・減免、公共料金の割引などもあります。

## 療育手帳について



療育手帳取得の流れは？(西はりま特別支援学校校区の場合)

<18歳未満の場合>

①各市町村福祉課で申請書を記入する。写真を添付する。



②姫路子ども家庭センターから連絡がくる。



③姫路子ども家庭センターで判定



④療育手帳の交付

※18歳以上の場合は更生相談所で判定を受けます。



気を付けておくことは？

☆療育手帳には更新が必要です。

☆療育手帳をなくしたり、住所、名前等が変わったりしたときは忘れずに手続きをしましょう。

### 参考図書



「障害のある子が将来にわたって受けられるサービスのすべて」

監修 渡部 伸  
株式会社 自由国民社



「これならわかる障害者総合支援法第2版」  
編著者 二本柳 覚  
著者 鈴木裕介・遠山真世  
株式会社 翔泳社